

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3025号)

令和5年11月17日

横 情 審 答 申 第 3025号
令 和 5 年 11月 17日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて (答申)

令和3年11月5日健こ第1417号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「退院等の請求に関する意見聴取記録（調査年月日：特定年月日）」の
個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「退院等の請求に関する意見聴取記録（調査年月日：特定年月日）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年7月9日付で行った「退院等の請求に関する意見聴取記録（調査年月日：特定年月日）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第2号該当性について

本件保有個人情報のうち「病名」、「病歴」、「現在の病状」及び「聴取した意見の内容」の部分は、審査請求人本人の疾病等に関する情報であり、その認識している状況と乖離している場合、開示することにより病状等の悪化をもたらすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 旧条例第22条第3号該当性について

本件保有個人情報のうち「同意者」の部分には、審査請求人の医療保護入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第1項に規定する同意をした者の氏名及び患者との関係が記載されている。これらは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

(3) 旧条例第22条第7号該当性について

ア 本件保有個人情報のうち「委員氏名」の部分には、法第38条の4の規定による退院等の請求（以下「退院等請求」という。）について、意見聴取を行った横浜市精神医療審査会の委員（以下「委員」という。）の氏名が記載されている。

これを開示すると、同審査会の審査結果に対して不満を抱いた退院等請求の請求者等が委員に対して不当な圧力を加える可能性を否定できず、これを懸念した委員が適正かつ公平な意見を述べることを躊躇する可能性がある。また、心理的重圧を感じた委員が委嘱を辞退するなどして、同審査会の審査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当することから、非開示とした。

イ 本件保有個人情報のうち「現在の病状」及び「聴取した意見の内容」の部分には、委員が退院等請求に関して聴取した現在の病状及び意見が記載されている。これらの記載は聴取した事項に対する委員の評価等も含んだものであるため、これらを開示すると、委員の氏名を非開示にしたとしても、委員は、退院等請求の請求者等の目に触れることを意識するほか、当該請求者等と委員の認識に相違があることを懸念して正確な記述をすることを躊躇し、適正な審査を行うことができなくなるおそれがある。

また、当該請求者等の意に反する結果となった場合、その内容について実施機関に対し執拗かつ不当な圧力がかけられ、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。実際、実施機関には退院等請求に係る審査結果に対する苦情が頻繁にある。

これらのことから本号に該当するとして、非開示とした。

ウ 本件保有個人情報のうち「調査者の意見」の部分には、委員の意見が記載されている。これを開示すると、委員は、退院等請求の請求者等の目に触れることを意識するほか、当該請求者等と委員の認識に相違があることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇し、適正な審査を行うことができなくなるおそれがある。

また、当該請求者等の意に反する結果となった場合、その内容について実施機関に対し執拗かつ不当な圧力がかけられ、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから本号に該当するとして、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 開示における不要部分の開示を非開示にすることと、必要箇所を非開示を開示するよ

う求める。

- (2) 本件保有個人情報のうち「病歴」の部分に記載された学校名や勤め先などが伏せられていないのは、プライバシーの侵害に相当する。個人情報の不正入手が助長されて生活及び財産が脅かされたり、なりすまし等による不正入手あるいは妨害をされたりするおそれがあるから、旧条例第22条第2号により非開示にすべきである。
- (3) 本件保有個人情報のうち「現在の病状」、「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分は、開示することにより、圧力への懸念から委員が率直な意見を述べられず、正確かつ十分な情報収集ができず、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示とされているが、同意者と委員の氏名を伏せるだけで十分である。
- (4) 「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分について、開示請求の制度があるのだから、退院等請求の請求者等の目に触れることを意識するというのは非開示の理由にならない。そして、「聴取した意見の内容」は実際の意見と相違があってはならず、もし相違があれば再聴取すべきであるし、当該請求者等が認識の相違の有無を確認できて然るべきである。また、「調査者の意見」は、調査者が匿名になっていれば率直な意見を述べられるし、適正な審査が十分行えるものである。
- (5) 本件では、審査請求人を不当に精神疾患者としており、横浜市精神医療審査会が実態を精査していないために誤った決定をしたと考えざるを得ない。そのような内容であるから徹底的に追及すべき問題なのに、開示されるべき情報を得ることができていない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 退院等請求に係る事務について

退院等請求は、精神科病院に入院している患者等が、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）に対し、精神科病院の管理者に対して当該患者を退院させるよう命じること等を求めるものである（法第38条の4）。

退院等請求を受けた都道府県知事は、法第12条に基づき設置した精神医療審査会に審

査を求めなければならず（法第38条の5第1項）、同審査会は、この求めに応じて審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない（同条第2項）。同審査会は、当該審査に当たっては、原則として、当該審査に係る請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされている（同条第3項）。

同審査会の審査結果に係る通知を受けた都道府県知事は、当該審査結果に基づいて入院が必要ではないと認められた者の退院を命じる等の措置を行う（同条第5項）。また、退院等請求を行った者に対して、当該審査結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない（同条第6項）。

横浜市では、横浜市精神医療審査会が退院等請求に係る審査を行っており、委員が法第38条の5第3項の規定による意見聴取を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、医療保護入院中の審査請求人が行った退院等請求（以下「本件退院請求」という。）に関し、法第38条の5第3項に基づき意見聴取を行った委員2名がそれぞれ作成した「退院等の請求に係る意見聴取記録」2通である。

本件保有個人情報には、本件退院請求に係る患者の氏名、退院等請求の趣旨、担当医師名、病名又は診断名、病歴、現在の病状、聴取した意見の内容、調査者の意見、委員氏名、調査年月日等の項目があり、各項目に退院等請求に係る事項や委員が聞き取った事項が記載されている。実施機関は、このうち「病名」及び「診断名」、「病歴」、「現在の病状」並びに「聴取した意見の内容」の部分を旧条例第22条第2号に該当するとして、「同意者」の部分を同条第3号に該当するとして、「委員氏名」、「現在の病状」、「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分を同条第7号柱書に該当するとして、それぞれ非開示としている。

イ 審査請求書の記載から、審査請求人は、非開示とした部分のうち「現在の病状」、「聴取した意見の内容」及び「調査者の意見」の部分（以下「本件非開示部分」という。）が旧条例第22条第7号柱書に該当しないとして開示を求めていると解される。そこで、当審査会では、まず本件非開示部分の同号該当性を検討し、次に「現在の病状」及び「聴取した意見の内容」の部分のうち同号に該当しない箇所について、同条第2号該当性を検討することとする。

(4) 旧条例第22条第7号柱書該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、「現在の病状」の部分には、委員が審査請求人と面会して聴取した病状に係る情報が記載されていた。また、2通の「退院等の請求に係る意見聴取記録」で表現等に差異があることから、当該記載は、それぞれの委員が、聴取した内容から本件退院請求の審査に必要と考える情報を記載したものであると認められる。

このような記載が開示されることとなれば、委員が退院等請求の請求者等の目に触れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会が適正な審査を行うことができなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。

ウ 次に、本件保有個人情報のうち「聴取した意見の内容」の部分には、本件退院請求に係る意見の要旨が、意見聴取の相手方ごとに記載されていた。

(ア) このうち別表に示す部分を除く部分は、審査請求人の主治医から聞き取った意見を委員が要約して記載したものであると認められる。このような記載が開示されることとなれば、退院等請求の請求者等の目に触れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会が適正な審査を行うことができなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。

(イ) これに対して、別表に示す部分は、意見聴取の相手方及び当該相手方のうち審査請求人が退院を希望する旨が記載されているに過ぎないので、これらの部分を開示しても、実施機関の今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、別表に示す部分は、本号柱書の非開示事由に該当しない。

エ また、本件保有個人情報のうち「調査者の意見」の部分には、委員の本件退院請求に係る意見が記載されていることが認められた。

このような記載が開示されることとなると、委員が退院等請求の請求者等の目に触

れることを意識し、率直な記載をすることを躊躇すると考えられるので、横浜市精神医療審査会の適正な審査に支障が生じるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。したがって、当該記載は、本号柱書の非開示事由に該当する。

(5) 旧条例第22条第2号該当性について

ア 旧条例第22条第2号では、「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 別表に示す部分以外の本件非開示部分については、旧条例第22条第7号柱書の非開示事由に該当すると認められることから、別表に示す部分について本号該当性を判断する。

この点、本人開示請求権は個人情報に係る個人の権利利益を保護するために認められた権利であるから、本人が明確な意思に基づき自らの個人情報の開示を求めている場合に、本人の生命、健康、生活又は財産を害するとの理由に基づいて開示を拒むことには極めて慎重でなければならず、本人開示請求者に係る何らかの具体的事実に基づいて判断しなければならないと解される。

ウ 当審査会から実施機関に説明を求めたところ、本件保有個人情報に係る病名及び診断名の患者については、一般に病状悪化の危険性から入院加療中には強いストレス負荷をかけないように配慮する必要がある等の説明があったものの、審査請求人に係る具体的な事実に基づく病状悪化のおそれについての説明はなく、別表に示す部分が本号の非開示事由に該当すると認めることはできない。

(6) なお、審査請求人は、本件保有個人情報のうち実施機関が開示した部分の一部を非開示にするよう主張するが、本人開示請求制度は、本人開示請求者が自分自身の個人情報の開示を請求するものであって、これに応じてその情報を開示することはプライバシーの侵害に当たらないし、他人がその情報を入手できるものでもないので、審査請求人の当該主張を認めることはできない。

(7) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示

とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

対象保有個人情報	開示すべき部分
退院等の請求に関する意見聴取記録 （「診断名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字 目から18文字目まで及び7行目の全て
退院等の請求に関する意見聴取記録 （「病名」の記載があるもの）	「聴取した意見の内容」の部分のうち1行目12文字 目から16文字目まで及び5行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。記号は1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 11 月 5 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 12 月 10 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 12 月 21 日 (第356回第一部会) 令和 3 年 12 月 22 日 (第410回第二部会) 令和 4 年 1 月 20 日 (第277回第三部会)	・諮問の報告
令和 5 年 6 月 29 日 (第439回第二部会)	・審議
令和 5 年 7 月 25 日 (第440回第二部会)	・審議
令和 5 年 8 月 3 日	・実施機関から意見書を受理
令和 5 年 8 月 10 日 (第441回第二部会)	・審議
令和 5 年 10 月 11 日 (第442回第二部会)	・審議